

平成21年12月1日
運輸安全委員会

福知山線脱線事故調査報告書に係る
情報漏えい等に関する調査結果について
<概要>

1. はじめに（本調査結果の位置付け）

- ▶本調査結果は、J R 西日本からの最終報告も踏まえ、委員による情報漏えい等の行為や最終事故調査報告書への影響の有無等について、現段階で確認できたことをまとめたもの。
- ▶本調査結果については、今後、福知山線脱線事故調査報告書の検証メンバーの方々に検証して頂き、その結果を踏まえ、必要な対応を図ることとする。

2. J R 西日本からの働きかけに対する事故調の委員の行為について

(1) 山口浩一元委員

○J R 西日本の最終報告における記述内容（概要）

- ・メールや直接の面会等を通じ、J R 西日本に対する委員会の審議状況の情報提供や最終事故調査報告書案等の事前手交等があった。
- ・山崎社長からの最終事故調査報告書案の一部記載について再考してほしいとの意見を聞き、山口元委員は事故調において山崎社長の意図に沿う発言をした。

◎運輸安全委員会が本人から聴取した内容

- ・事実関係については基本的にJ R 西日本の最終報告のとおり。
- ・山崎社長は安全対策を積極的に指揮しており、J R 西日本の安全対策の推進のために必要不可欠な存在で、助けたいと思いきょうした行動をとった。

◎その他確認している事実

- ・山崎社長からの依頼に基づき、委員会で最終事故調査報告書案の修正を求める意見を述べた（修正意見は採用されなかった）。
- ・委員会での意見聴取会の公述人選定の際に、J R 西日本側が接触を図っていたとされる永瀬氏について、J R 西日本を擁護しすぎているのではないかと述べていた。また、山崎社長からの依頼に基づく修正意見以外にJ R 西日本及び山崎社長を擁護するような発言は確認されていない。

●当該行為についての評価

- ・J R 西日本からの求めに応じた情報提供や最終事故調査報告書案への修正意見は、事故調査に対する国民の信頼を失墜させるものであり、許容されるものではなく言語道断である。
- ・最終事故調査報告書案の手交等の行為があったが、これらによってJ R 西日本に提

供された情報は、最終的には意見照会等の形で正式にJ R 西日本に提供されるものであり、また、山崎社長の依頼に基づく発言については採用されなかったこと等から、最終事故調査報告書への影響はなかったものと考えられる。

(2) 佐藤泰生元委員

○J R 西日本の最終報告における記述内容（概要）

- ・確認したい事項があったため、佐藤元委員にコンタクトをとるようになった。
- ・同じ場所（台湾料理店）で9回会ったが、あまり重要な情報提供はなく、意見聴取会のための事実調査に関する報告書の案の事前手交があったのみ。（J R 西日本では、これより前にマスコミより入手済み）

◎運輸安全委員会が本人から聴取した内容

- ・事実関係については基本的にJ R 西日本の最終報告のとおり。
- ・日勤教育が事故の最大の原因であると考え、J R 西日本が日勤教育の正当性をどこまで主張するのか、また、それを正当と考える勢力が会社内でどのくらいあるのかを探る目的で面会した。
- ・質問に対しては、教えられないことには回答しないよう留意しつつ返答をした。
- ・マスコミに説明をした後なので問題ないと思い、J R 西日本に事実調査報告書案を手交した。

◎その他確認している事実

- ・委員会での意見聴取会の公述人選定の際に、J R 西日本関係者や同社を擁護するような学識経験者の意見は聴取する必要はないのではないかとの意見を述べており、また、委員会審議ではJ R 西日本に対し厳しい発言を行っていた。

●当該行為についての評価

- ・飲食を伴う場で継続してJ R 西日本と面会し、J R 西日本に対して情報提供したことは、問題のある不適切な行為であった。
- ・意見聴取会の前に質問への返答や事実調査報告書案の事前手交はあったが、これらによってJ R 西日本に提供された情報は、最終的には事実調査報告書案として公表される情報であること等から、最終事故調査報告書への影響は考えられない。

(3) 宮本昌幸委員

○J R 西日本の最終報告における記述内容（概要）

- ・大学の研究室を4回訪問したが、J R 西日本側の立場に理解を示すような発言はなく、情報提供はなかった。
- ・訪問を受けた際、学生にということで、3000円程度の手土産を受け取った。

◎運輸安全委員会が本人から聴取した内容

- ・事実関係については基本的にJ R 西日本の最終報告のとおり。
- ・J R 西日本の安全への取組に疑問があったので話を聞いた。

◎その他確認している事実

- ・委員会審議では山崎社長の依頼に基づく山口元委員の発言に反対するなど、J R 西日本に対し厳しい態度をとっていた。

●**当該行為についての評価**

- ・手土産を受け取ったのは、誤解を招くおそれのある行為であった。

(4) 楠木行雄委員

○J R 西日本の最終報告における記述内容（概要）

- ・J R 西日本の費用負担により、学生時代の友人である垣内取締役と昼食をとったが、垣内取締役の意図は個人的なものであり、情報の事前入手や報告書の内容変更を期待してのものではなかった（費用はその後、楠木委員から返還されている）。
- ・委員会審議ではJ R 西日本に対し非常に厳しい立場を貫いていたようである。

◎**運輸安全委員会が本人から聴取した内容**

- ・事実関係については基本的にJ R 西日本の最終報告のとおり。

●**当該行為についての評価**

- ・J R 西日本の費用負担で昼食をとったのは、誤解を招くおそれのある行為であった。

3. J R 西日本からの資料未提出について

○**事実関係**

- ・委員会からの資料提出命令等に基づくJ R 西日本からの提出資料に、一部未提出資料があった（平成8年12月の函館線J R 貨物列車脱線事故関係等）。

●**資料未提出による影響**

- ・函館線J R 貨物列車脱線事故の情報をJ R 西日本が把握していることは、別の資料で確認していたこと等から、最終事故調査報告書における分析への影響は考えられない。

4. 運輸安全委員会における対応策について

○**既に講じた対応策**

- ・問題のある行為や誤解を招くおそれのある行為の再発を防止するため、平成21年9月24日、委員の倫理や職務従事の制限に関する申し合わせを行った。

●**今後講じる対応策**

- ・J R 西日本が不適切な方法で情報を入手しようとした背景には、事故調査の状況についての情報が不足していたことやJ R 西日本が最終事故調査報告書案を受け取ってから意見を提出するまでの期間が短かったことがあったと考えられる。このため、「事故調査の進捗状況等に関する情報提供の充実」及び「原因関係者からの意見聴取期間の見直し」を行うこととする。